平成２８年（フ）第２２５号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸332番地２305号、前住所和歌山県有田市千田515番地４
債務者　谷口　和宏
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２６号
和歌山市森小手穂662番地１　成生Ｉ一203号
債務者　髙島　知広
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３０号
和歌山市新中通２丁目37番地　メゾン雅503号
債務者　増田　隆一
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３２号
和歌山市西仲間町２丁目18　リッチ＆フォース203号、住民票上の住所和歌山市西小二里１丁目１番40号
債務者　小谷　文子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３７号
和歌山市有本255番地８　ディンプルアリモト102号室
債務者　嶋　　啓次
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３８号
和歌山県紀の川市貴志川町北山510番地１　メゾン貴志川206
債務者　三木　　順
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５５号
山口県周南市大字徳山757番地　市営高尾住宅９一344号
債務者　柳　　順子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第５８号
山口県周南市千代田町11一36　コーポ岩本603号室、住民票上の住所山口県宇部市岬町３丁目７番18一２号　ビバライフ雄光Ⅲ103号、前住所山口県宇部市黒石北２丁目５番19—201号
債務者　畠山　理沙（旧姓照屋）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第６１号
山口県光市中村町25番15号
債務者　吉永　逸己
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第８７号
青森県八戸市南白山台３丁目11番23号　明倫寮、前住所秋田県鹿角市尾去沢字新堀３番地１
債務者　小林　　司
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
仙台市泉区みずほ台13番地の10　エスポアールみずほ台201
債務者　櫻井　　寛
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３４号
仙台市青葉区中山４丁目22番22—517号、従前の住所仙台市青葉区高野原４丁目６番地の９
債務者　鈴木真理子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４３号
宮城県黒川郡富谷町太子堂２丁目17番６号、従前の住所宮城県大崎市古川北町５丁目２番12号　レオパレスＴＯＫＵＷＡⅡ103号
債務者　佐藤　美香（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字七作185番地
債務者　冨山　　洋
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３７号
福島県いわき市泉ケ丘２丁目17番地の５
債務者　山口　　円
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３１号
千葉県鴨川市天津2031番地
債務者　長谷川美津江
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
千葉地方裁判所館山支部